

# 東北福祉カレッジ

The northeast welfare college

外国人の入国・在留手続きと申請等取次研修  
(通学課程)

## 学 則

School regulation

## 1 開講目的

1. 社会活動と知識、教養の向上ならびに日常の就業体制を支援することにつながり、当カレッジの設置は社会全体の好循環を生む架け橋となることを目的とする。
2. 社会貢献を目指す良質な人材が社会活動を安心して継続するためにも、公的な資格を習得することは、更に安定的な生活水準を確保することにつながり、当カレッジの設置は雇用安定を推進することを目的とする。
3. 申請等取次者としての承認を受けるためには、外国人の入国・在留手続に関する知識を有していることの疎明資料が必要となるため、出入国在留管理行政に関する研修を獲得することを目的とする。

## 2 研修授業の名称及び課程

名 称:東北福祉カレッジ 外国人の入国・在留手続きと申請等取次研修コース

課 程:外国人の入国・在留手続きと申請等取次研修(通学授業)

## 3 場 所

宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-18

宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-50-2

宮城県仙台市太白区茂ヶ崎 3-11-10

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町中 3 番地 4

## 4 研修期間・年間の開講時期・研修時間数等

### 申請取次要件研修

形態	時間	時間数	法定カリキュラム
講義	9:25～9:55	0.5	申請等取次研修概要
	10:00～10:30	0.5	出入国在留管理制度概要
	10:35～11:05	0.5	在留資格制度について
	11:10～11:40	0.5	在留資格認定証明書交付申請について
	11:45～12:15	0.5	在留資格変更許可申請等の在留諸申請の趣旨
	12:20～12:50	0.5	在留諸申請手続に関する実務
		3	

## 年間の開講時期

令和3年度	土曜コース	定員	日曜コース	定員
第1回	6月12日	150	6月13日	200
第2回	7月31日	150	8月1日	200
第3回	8月21日	150	8月22日	200
第4回	9月11日	150	9月12日	200
第5回	10月9日	150	10月10日	200
第6回	11月27日	150	11月28日	200
第7回	12月25日	150	12月26日	200
第8回	1月22日	150	1月23日	200
第9回	2月12日	150	2月13日	200
第10回	3月5日	150	3月6日	200

### (留意事項)

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、やむえずオンライン研修に変更する場合があります。

## 5 受講定員

1回 350名 計 12回 年間 4200名

但し、通学課程に関しては開講2週間前までに8名以上の受講希望がない場合開講しないことがある。

## 6 受講対象者

1. 現在、外国人を受け入れている企業・教育機関の職員及び旅行者(外国旅行に係る旅行業務を取り扱うことができる業者)
2. 日本語教育機関関係者は、法務省から日本語教育機関として告示(官報掲載)を受けた者
3. 現在、技能実習生を受け入れている監理団体の職員
4. 登録支援機関に所属する職員

### (留意事項)

1. 日本語教育機関関係者は、法務省から日本語教育機関として告示(官報掲載)を受けてからお申込みとなります。

2. 監理団体の方が新規に申請取次申出をする場合には、「監理団体許可書」の写しが必要となります。
3. 登録支援機関の方が新規に申請取次申出をする場合には、「登録支援機関登録通知書」の写しが必要となります。
4. 行政書士の方の申請等取次ぎに関する研修会についてのお問い合わせは、日本行政書士会連合会にご照会ください。

## 7 講師氏名

号	名前	所属	略歴・業績	保有資格
1	永井 美津子	東北福祉カレッジ	外国人ビザ申請サポート、技能実習生受け入れサポート、各種許可申請代行、元監理団体職員、登録支援機関理事、中国語翻訳・通訳	行政書士

## 8 募集要項

### ① 募集期間

開講する実施月の約 1 か月前より開催日の 5 日前までを募集期間とする。

### ② 募集方法

新聞、インターネット等による募集及び施設などへの案内により開講を告知する。

URL <http://www.tohoku-fukushi.com>

### ③ 受講手続の方法

1. 受講申込書を送付または FAX していただく。
2. 申込者に対して受講確認書を送付。受講料振込の案内、開講式の案内を書面にて通知（8 日以内電話での解約があった場合、申込解除とし、クーリングオフができる。）する。
3. 監理団体の方が新規に申請取次申出をする場合には、「監理団体許可書」の写しを添付すること。
4. 登録支援機関の方が新規に申請取次申出をする場合には、「登録支援機関登録通知書」の写しを添付すること。
5. 日本語教育機関関係者は、法務省から日本語教育機関として告示（官報掲載）を受けた写しを添付すること。

6. 旅行者(外国旅行に係る旅行業務を取り扱うことができる業者)は、所属機関の許可書の写しを添付すること。
7. 受講振込完了後にテキスト、受講証を配布、これをもって受講手続き完了とする。

## 9 授業料など

- ① 受講料:20,000 円(税別) (※教材費、修了証書一式含む)

## 10 評価及び養成課程・指導方法

### 通学課程

1. カリキュラムの全課程を修了した者

## 11 研修欠席者および補講の取り扱い

1. 通学授業欠席の場合、他日程に振替することができる。その際は、事前に事務局に申し出ることにする。

## 12 欠席・早退・遅刻

欠席・遅刻・早退時は必ず事前に連絡をすること。原則、早退・遅刻は認めず欠席扱いとなる。

## 13 休学・復学・退学

休学・復学・退学をする場合、その旨を記載した書類を提出し許可をえなければならない。

## 14 受講の取り消し

下記に該当する者は退学を言い渡す場合がある。

遅刻、早退、無断欠席を繰り返す場合。

施設の秩序や、研修環境を乱す、又はその恐れがある場合。

故意に物品等を破損または持ち出し等をした場合。

そのほか、受講継続が困難だと判断された場合。

## 15 修了書の交付

1. すべての通学課程の出席状況、カリキュラムの全課程を修了した者に対して、修了証書

を発行する。

2. 修了者の名簿は5年間保存し、入国管理局の照会の求めがあった場合には修了者名簿を随時報告する。

## 16 休業日(面接授業)

中止の判断については、(天災ならびに公共機関の遅延が大幅に予想される場合)校長の判断にて通知することとする

## 17 研修期間

原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

## 18 使用教材

東北福祉カレッジ出版

外国人の入国・在留手続きと申請等取次研修テキスト(2,750円税別 受講料込)

## 19 受講手続 受講申込の手続方法

- (1) FAX022-281-8617 東北福祉カレッジ宛

## 20 事業者の名称、所在地

名 称 株式会社中川

所在地 〒980-0003 仙台市青葉区小田原 4-2-18

## 21 研修事業執行担当部署

東北福祉カレッジ 出入国管理課

運営本部(事務局)東北福祉カレッジ

所在地 宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-50-2

## 22 苦情対応部署

研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署:事務局長 池田幸恵 電話 022-256-1931

### 23 その他留意事項

1. 事業実施により知り得た受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。
2. 受講者などが実習などで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

附則 この学則は、令和3年4月1日より施行する。

様式第3号

第 号

## 修了証書

氏名

生年月日 年 月 日 生

あなたは、申請取次申出申請時に必要な出入国管理行政に関する研修会等に該当する出入国在留管理庁 HP 内掲示研修を修了したことを証します。

年 月 日

株式会社中川 東北福祉カレッジ

仙台市青葉区小田原 4-2-18

代表取締役 中川 裕章